

番号
年月日

放射線審議会
会長 神谷 研二 殿

経済産業大臣 名

鉱山保安法施行規則及び関係告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（諮問）

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）及び鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等（平成十七年経済産業省告示第六十一号）について、別添のとおり改正を行うことについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年法律第百六十二号）第六条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別添)

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）及び関係告示の改正要綱

1. 眼の水晶体の線量限度等

(1) 放射線業務従事者の眼の水晶体の線量限度を次のとおり改めること。

【告示】

- ① 令和3年4月1日及びその5年後ごとの4月1日を始期とする5年間につき100ミリシーベルト
- ② ①に規定するほか、4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト

(2) 眼の水晶体の線量限度を改めるにあたり、5年間の合計線量の記録を追加すること。【施行規則】

2. 眼の水晶体の線量当量の測定及び算出

(1) 使用施設に立ち入った者の受けた等価線量の測定及び算定については、以下の規定を追加すること。【告示】

- ① 眼の水晶体測定等の等価線量を算定するための測定については、眼の近傍その他適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することによって行うことができる規定。
- ② 眼の水晶体の等価線量の算定については、3ミリメートル線量を選択肢とする規定。

【参考：意見具申との対応関係】

本改正要綱の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」の項目
1. (1) ①・② 1. (2)	5. 1 関係
2. ①・②・③	5. 2. ① (2) 関係

以上

○経済産業省令第 号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第五条及び第八条の規定に基づき、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和二年 月 日

経済産業大臣 名

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(放射線障害の防止)
改正前	(放射線障害の防止)

第二十九条 法第五条第二項及び第八条の規定に基づき、核原料物質鉍山における放射線障害の防止について鉍業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一〇十四 「略」

十五 前号による実効線量及び等価線量（眼の水晶体の等価線量に限る。以下この号において同じ。）の算定の結果、四月一日を始期とする一年間についての実効線量又は等価線量が二十ミリシーベルトを超えた場合は、当該一年間以降は、当該一年間を含む経済産業大臣が定める五年間の実効線量又は等価線量を四月一日を始期とする一年間ごとに集計し、

第二十九条 法第五条第二項及び第八条の規定に基づき、核原料物質鉍山における放射線障害の防止について鉍業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一〇十四 「略」

十五 前号による実効線量の算定の結果、四月一日を始期とする一年間についての実効線量が二十ミリシーベルトを超えた場合は、当該一年間以降は、当該一年間を含む経済産業大臣が定める五年間の累積実効線量を四月一日を始期とする一年間ごとに集計し、集計の都度、記録すること。

集計の都度、記録すること。

十六～二十九 「略」

2 「略」

十六～二十九 「略」

2 「略」

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第 号

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第二十九条の規定に基づき、平成十七年経済産業省告示第六十一号（鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(放射線業務従事者等の線量限度)	(放射線業務従事者等の線量限度)

第五条 「略」

2 規則第二十九条第一項第三号の経済産業大臣が定める放射線業務従事者の線量限度は、等価線量については、次のとおりとする。

一 眼の水晶体については、令和三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間につき百ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリシーベルト

二・三 「略」

3 「略」

(線量の測定)

第九条 規則第二十九条第一項第十三号イに規定

第五条 「略」

2 規則第二十九条第一項第三号の経済産業大臣が定める放射線業務従事者の線量限度は、等価線量については、次のとおりとする。

一 眼の水晶体については、一年間につき百五十ミリシーベルト

二・三 「略」

3 「略」

(線量の測定)

第九条 規則第二十九条第一項第十三号イに規定

する外部被ばくによる線量は、次により測定すること。

一 「略」

二 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分(前号において腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大たい部から成る部分)以外の部分である場合にあっては、同号による測定に加え、当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、一センチメートル線量

する外部被ばくによる線量は、次により測定すること。

一 「略」

二 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分(前号において腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大たい部から成る部分)以外の部分である場合にあっては、同号のほか当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、一センチメートル線量当量及び七十

当量及び七十マイクロメートル線量当量(中性子線については、一センチメートル線量当量)を測定すること。

三 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあつては、前二号による測定に加え、当該部位について、七十マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。

四 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、第一号から第三号の測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について三ミ

マイクロメートル線量当量(中性子線については、一センチメートル線量当量)を測定すること。

三 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあつては、前二号のほか、当該部位について、七十マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。

〔新設〕

リメートル線量当量を測定することにより行うことができる。

2 4 「略」

(実効線量等の算定)

第十条 規則第二十九条第一項第十四号に規定する実効線量及び等価線量については、次により算定するものとする。

一 「略」

二 等価線量は、次のとおりとする。

イ 「略」

ロ 眼の水晶体の等価線量については、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線

2 4 「略」

(実効線量等の算定)

第十条 規則第二十九条第一項第十四号に規定する実効線量及び等価線量については、次により算定するものとする。

一 「略」

二 等価線量は、次のとおりとする。

イ 「略」

ロ 眼の水晶体の等価線量については、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメ

量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切なもの

ハ 「略」

三 「略」

2 規則第二十九条第一項第十五号の経済産業大臣が定める五年間については次のとおりとする。

一 実効線量については、平成十三年四月一日及びその五年後ごとの四月一日を始期とする五年間

二 眼の水晶体の等価線量については、令和三年四月一日及びその五年後ごとの四月一日を始期とする五年間

ートル線量当量のうち、適当な方

ハ 「略」

三 「略」

2 規則第二十九条第一項第十五号の経済産業大臣が定める五年間は、平成十三年四月一日及びその五年後ごとの四月一日を始期とする五年間とする。

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。